

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
8月7日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 公告
平成三十年度採石業務管理者試験の実施（商政課）……………
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………
- 公共測量の実施（監理課）……………
- 山口きらら博記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等（都市計画課）……………



山口県告示第三百二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年八月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字信常五三四の四	四・〇 (五・〇)	三三・五	平成三〇、 七、一三



(一七二) 平成三十年度採石業務管理者試験の実施
採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成三十年八月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時
平成三十年十月十二日（金曜日）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第三会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
(一) 岩石の採取に関する法令（環境保全等関係法令を含む。）
(二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間
平成三十年九月十日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）まで（郵送の場合は、九月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 受験願書等の提出先
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県商工労働部商政課
- 七 提出書類
(一) 受験願書
(二) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。）
- 八 受験手数料
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
(一) 合格者の発表は、平成三十年十一月一日（木曜日）とし、可否を受験者に文書で

通知する。
 (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
 十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百五十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	三百八十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三―三二五五)にすること。

(一七二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成三十年八月七日から同年十二月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

山口県知事 村岡 嗣 政

名称 フジ南岩国店(A敷地)
 所在地 岩国市南岩国町三丁目七二九の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	尾崎 英雄	山口 普
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ	〃

四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
 変更年月日
 平成三十年五月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ南岩国店(B敷地)
 所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普
 岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更	変 更
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	尾崎 豊	塩崎 圭三
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	フジ・TSUTAAYA・エンターテイメント株式会社	〃

四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
 変更年月日

平成二十九年三月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ南岩国店(B敷地)
 所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普
 岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社大創産業	矢野 博丈	矢野 靖二

- 四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
- 五 変更年月日
 平成三十年三月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ南岩国店(B敷地)
 所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普
 岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社レイ薬局	変更前	変更後
--------------------------------------	----------	-----	-----

- 四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
- 五 変更年月日
 平成三十年五月十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ南岩国店(B敷地)
 所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普
 岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	---	---
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー 西日本 広島市西区井口明神一丁目一番一〇号	村上 正一	村上 正一

- 四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
- 五 変更年月日
 平成三十年五月十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ南岩国店(B敷地)
 所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普
 岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の氏名又は名称	変 更 前	尾 崎 英 雄
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社フジ	変 更 後	山 口 普

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成三十年五月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 株式会社西南企画

住所 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社クボ	株式会社フジ	

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成二十九年一月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 株式会社西南企画

住所 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
有限会社ブチ	株式会社フジ	

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成二十九年二月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 株式会社西南企画

住所 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称 藤田 義正	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称 藤田 秀敏	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称 藤田 秀敏

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成二十九年二月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 辻 正道

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社明屋書店	小島 俊一	酒井 修

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成二十九年九月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 辻 正道

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マツオインターナショナル株式会社	アート株式会社

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成三十年二月五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 辻 正道

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	セムミモザ株式会社	愛媛県四国中央市川之江町一八〇三
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	橋田 雅弘	

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 辻 正道

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		

五

大規模小売店舗に
おいて小売業を行
う者の代表者の氏
名

株式会社フジ

尾崎 英雄

山口 普

- 四 届出年月日
平成三十年七月十九日
- 五 変更年月日
平成三十年五月十七日

(一七三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年八月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域
下関市
- 三 作業の期間
平成三十年六月二十六日から平成三十一年三月二十九日まで

(一七四) 山口きらら博記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例(平成三十年山口県条例第四十二号)附則第二項の規定により、山口きらら博記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成三十年八月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせようとする公園施設の概要

都市公園の名称	公園施設の名称	位 置
山口きらら博記念公園	多目的ドーム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、テニスコート、水泳プール及びその他の都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項各号に掲げる公園施設	山 口 市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。)
(二) 第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

- (三) 条例第三条第一項の許可をすること。
 - (四) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (五) 条例第七条第一項の許可をすること。
 - (六) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (七) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (八) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)
- 三 指定しようとする期間
平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。))にあっては、その構成員のいずれもが(一)及び(三)から(七)までに掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、その構成員のいずれかが(二)に掲げる要件に該当するものとする。
- (一) 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て

がされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課

(二) 期間

平成三十年八月七日から同年十月十二日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県立都市公園条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第二十七号)第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県土木建築部都市計画課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成三十年十月一日から同月十二日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成三十年八月三十日(木曜日)午後一時から山口市阿知須五〇九番地の五〇 山口きらら博記念公園多目的ドーム第二セミナールームにおいて行う。

(二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二〇)に問い合わせること。

平成三十年八月七日
發行

發行
人所

山口
口
県
知
事